

障がい者医療受給者証の交付を受けた方へ

【県内】の医療機関で治療を受けるときは、必ず【障がい者医療受給者証・各種医療受給者証※1・健康保険証・限度額適用認定証※2】を提示してください。

【県外】の医療機関で治療を受けた方など、医療機関窓口で障がい者医療受給者証が適用できなかった場合、障がい福祉課窓口で医療費の償還を申請することができます。そのときは、【診療日から1年以内】に次のものを持参してください。ご持参されない場合は、申請をお受けすることができませんのでご注意ください。

また、【ひと月分をまとめて申請】してください。医療費の助成は申請をお受けした日の【翌月末に登録した銀行口座に振込み】ます。

- 1 障がい者医療受給者証
- 2 印章（令和5年7月より不要になりました。）
- 3 領収書（受給者の氏名が記載されているもの）
- 4 健康保険証
- 5 銀行名・支店番号・口座番号・口座名義人がわかるもの
- 6 各種医療受給者証（交付を受けている方）
- 7 限度額適用認定証（交付を受けている方）
- 8 支給決定通知書等
（健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された場合のみ）

※1【各種医療受給者証】

- 1 自立支援医療受給者証（更生医療）
- 2 自立支援医療受給者証（育成医療）
- 3 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 4 療養介護医療受給者証
- 5 特定医療費（指定難病）医療受給者証
- 6 小児慢性特定医療費医療受給者証
- 7 特定疾病療養受療証
- 8 肝炎治療受給者証

※2【限度額適用認定証】

医療機関での医療費の支払いを限度額までとするもので、加入する健康保険から交付を受けるものです。

医療機関での支払いが少額ですむ場合がありますので、加入する健康保険にお問い合わせください。